

令和9年度～令和13年度
鳩山町地域包括ケアセンター
(デイサービスセンター)
指定管理者募集要項

令和8年5月

鳩 山 町

鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者指名要項

鳩山町では、鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）（以下、「デイサービスセンター」という。）を管理運営する指定管理者を募集します。

指定管理者の選定にあたっては、デイサービスセンターの設置目的を効果的に達成できる法人または団体（企業、自治会、NPOなど。）を公募型プロポーザル（提案）方式により行い、高齢者福祉の推進と管理運営経費の削減を推進します。

1 対象施設の概要（①デイサービスセンター部分が対象）

施設名 項目	鳩山町地域包括ケアセンター (鳩山町地域包括支援センター、鳩山町デイサービスセンター)
設置目的 と施設の 特色	高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、保健医療サービスや介護保険サービス、福祉サービスなど包括的な支援・サービス体制を構築し、医療と介護の連携を図るとともに、子どもから高齢者まで多世代が利用できる施設です。
所在地	鳩山町松ヶ丘四丁目1番4号
管理開始	平成29年7月1日
施設概要	<p>(1) 建物面積 1,039.81㎡</p> <p>(2) 建物構造 鉄筋コンクリート造+鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造</p> <p>(3) 構成等</p> <p>①デイサービスセンター</p> <p>ア 学生控室・ボランティア控室</p> <p>イ 収納・ゴミ置・WC・多目的WC</p> <p>ウ 会議室</p> <p>エ 研修指導室・ミーティングルーム</p> <p>オ 男子更衣室・女子更衣室</p> <p>カ 機械浴室・脱衣室</p> <p>キ 療養用倉庫・療養用事務室</p> <p>ク 個室10床・WC</p> <p>ケ 事務室</p> <p>コ 訪問看護用倉庫・事務用倉庫</p> <p>サ 調理室</p>

	シ 在宅療養支援室 ス 療養・訪看相談室 セ 職員用休憩室 ソ 廊下 タ 共同生活スペース（リハビリコーナー・観察コーナー・TV コーナー・食堂兼談話コーナー・読書コーナー） ②地域包括支援センター（288.79 m ² ） ア 地域包括支援センター事務室 イ 相談室 ウ 管理人室 ③地域の交流スペース（651.74 m ² ）
--	---

2 指定管理者が行う業務等の範囲

鳩山町地域包括ケアセンター条例（平成29年条例第4号。以下「ケアセンター条例」という。）第14条の規定に基づき、指定管理者が行う業務の範囲は、以下に規定する業務とします。

- (1) デイサービスセンターの維持管理に関する業務
- (2) ケアセンター条例第4条第1号に掲げる業務
 - ① 通所介護（地域密着型通所介護を含む）の運営に関する業務
 - ② 訪問看護事業の運営に関する業務
 - ③ 居宅介護支援事業の運営に関する業務
 - ④ 医療・在宅療養支援に関する相談に関する業務
 - ⑤ 医療・介護及びボランティアの研修に関する業務
 - ⑥ その他地域包括ケアセンター設置の目的を達成するために必要な事業

詳細は、地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者業務水準書（以下「水準書」という。）のとおり。

3 管理の基準

- (1) 休業日 ケアセンター条例第5条に規定するとおり
なお、指定管理者が、町民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に運営等を行うことができます。
- (2) 利用時間 ケアセンター条例第5条に規定するとおり
なお、指定管理者が、町民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、利用時間を延長することができます。
- (3) 関係法令等の遵守
指定管理者は、地方自治法、介護保険法、ケアセンター条例及びその他関係

第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

- (5) 町における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体等
- (8) 代表者（法人にあってはその役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体等
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条の規定による觀察処分を受けた団体及びその関係者と認められる者
- (10) 国税、地方税に滞納がある者

7 募集要項等の公表（鳩山町ホームページよりダウンロードしてください。）

- (1) 公表資料
 - ①鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者募集要項
 - ②指定申請書
 - ③鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者事業計画書
 - ④鳩山町デイサービスセンターの管理に関する業務の収支予算提案書
 - ⑤質疑事項提出書
 - ⑥鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者業務水準書
 - ⑦鳩山町地域包括ケアセンターの概要
 - ⑧関係条例等

8 提出書類等

- (1) 提出書類
 - ①指定申請書（様式第 1 号）
 - ②鳩山町地域包括ケアセンター（デイサービスセンター）指定管理者事業計画書（事業計画書様式）
 - ③鳩山町デイサービスセンターの管理に関する業務の収支予算提案書
 - ④介護保険法及び健康保険法による指定通知書
 - ⑤団体等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- ⑥法人にあたっては当該法人の登記事項証明書
- ⑦申請者の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- ⑧設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体等の概要がわかるもの
- ⑨団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- ⑩（直近の）納税証明書

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部を提出してください。なお、(1)の①、⑤、⑥、⑧及び⑩は、正本には原本を、副本には写しを添付してください。

9 提出期間

令和 8 年 5 月 13 日（水）から 6 月 12 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く）

10 提出先

鳩山町地域包括支援センター（鳩山町長寿福祉課 地域包括ケア担当）

〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目1番4号

TEL 049-296-7700 FAX 049-298-0077 E-mail h4501@town.hatoyama.lg.jp

※提出期間内に提出してください。

※郵送による提出も可能です。ただし、提出期間内必着とします。

11 指定管理者の指定について

町では、まず指定管理者の候補者を選定し、デイサービスセンターの指定管理者とするため、鳩山町議会に指定管理者指定の議案を上程します。議案が町議会で可決された場合は、指定管理者として指定されます。

ただし、町議会で議案が否決された場合は指定管理者には指定されませんのでご了承ください。

また、町議会の議決により、指定管理者に指定された場合は、町と基本協定書（内容はデイサービスセンターの管理運営に関する基本的な協定）及び年度協定書（管理運営費用などについての協定）の締結を行います。

12 選定方針

指定管理者（候補者）の選定にあたっては、公募型のプロポーザル方式により行います。このため、応募者の中から、最も良い管理運営プランを提示した団体を選ぶこととなります。

(1) 施設の設置目的を達成できる見込みがある団体等であること。

- (2) 民間のノウハウを活用した、住民への福祉サービスの向上が期待できる団体等であること。
 - (3) 町民（利用者）に対して公平な施設運営ができる団体であること。
 - (4) 指定管理者として、指定期間中安定して継続的に施設運営できる団体であること。
 - (5) 施設の効率的な管理運営ができる団体であること。
 - (6) 地域と協働し、地域活力の創出を図ることができる団体等であること。
- ※施設の有効活用などによって、経費削減等の具体的なプランがあれば評価ポイントが上がることになります。

13 審査方法

選定方針に基づいて、町長の指定する選定委員会が審査を行います。選定方法は、応募書類による審査（1次審査）及び面接審査（2次審査）により選考します。なお、審査の会議は非公開とします。

<1次審査>

応募書類による資格審査等の審査を実施します。応募資格のない団体等は、選外となります。

<2次審査>

応募者に事業計画書をもとに 20 分程度のプレゼンテーションを行ってもらい、続いて質疑応答を行う面接審査を実施します。法人その他団体の代表者または代理の方（3名以内）の出席をお願いします。なお、2次審査の時間、場所については後日連絡します。

14 質問事項の受付及び現場説明会

- (1) 募集要項等について、質問がある場合は6月1日(月)までにメールにて鳩山町地域包括支援センターにご連絡下さい。6月8日(月)までにホームページ上で質問の回答をします。提出書式は「質疑事項提出書」のとおりとします。
- (2) 現場説明を希望する場合は、日程調整を行いますのでご連絡ください。

15 指定管理者（候補者）選定までのスケジュール

<主な予定>

令和8年5月13日(水)～6月12日(金)	募集要項の公表
令和8年6月1日(月)	質問事項等の締切
令和8年6月8日(月)	質問事項への回答
令和8年5月13日(水)～6月12日(金)	申請書提出期間

令和8年6月15日(月)～6月30日(火) 面接審査 6月23日(火) (予定)	選定(審査)作業 ※面接審査等はこの期間に行う予定です。 ※応募事業者別に時間を設定します。
令和8年7月3日(金)	選定結果のホームページ上での公表

※予定であり、諸事情により日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

16 その他

- (1) 応募書類に虚偽または不正があった場合は、申請書類は無効とします。なお、指定管理者の指定後、応募書類に虚偽または不正があることが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消す場合があります。
- (2) 本件の公募に複数申請を行うことはできません。(ひとつの団体等が複数申請することはできません。また、すでに団体等の構成員となって申請している者が他の団体等の構成員になり申請することもできません。)
- (3) 提出された書類等につきましては、返却いたしませんのでご了承ください。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の著作権は、応募者に帰属しますが、指定管理者の選定の公表など町が必要と認める場合は、応募書類の内容を無償で使用(公表)できるものとします。

問い合わせ先：鳩山町地域包括支援センター
(鳩山町長寿福祉課 地域包括ケア担当)
〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目1番4号
TEL 049-296-7700 FAX 049-298-0077
E-mail : h4501@town.hatoyama.lg.jp